

第1回

石和町、御坂町、一宮町 八代町、境川村、春日居町 合併協議会会議録

平成14年11月8日 開会

平成14年11月8日 閉会

第 1 回

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成 1 4 年 1 1 月 8 日

第1回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成14年11月8日
午前11時00分開議
ホテル やまなみ

- 第 1 開 会
- 第 2 協議会規約について
- 第 3 委嘱状交付、委員紹介
- 第 4 会長あいさつ
- 第 5 来賓祝辞
- 第 6 幹事・事務局職員紹介
- 第 7 経過報告
- 第 8 議 事
 - (1) 協議事項
 - 協議第1号 監事の選任について
 - 協議第2号 任意協議会歳入歳出決算の承認について
 - 協議第3号 平成14年度事業計画(案)について
 - 協議第4号 平成14年度歳入歳出予算(案)について
 - 協議第5号 協議会小委員会規程(案)について
 - 協議第6号 合併に関する協定項目(案)について
 - 協議第7号 その他
 - (2) 報告事項
 - 報告第1号 協議会運営調整会議設置規程について
 - 報告第2号 協議会幹事会規程について
 - 報告第3号 協議会専門部会規程について
 - 報告第4号 協議会分科会規程について
 - 報告第5号 協議会事務局規程について
 - 報告第6号 協議会財務規程について
 - 報告第7号 協議会会議傍聴規程について
 - 報告第8号 協議会会議録等閲覧規程について
- 第 9 その 他
- 第10 閉 会

開会 午前11時00分

○司会

委員の皆様方、本日はご苦労さまでございます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます、石和町役場の風間と申します。

よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして相互にあいさつを交わさせていただきます。

恐れ入りますが、ご起立願いたいと思います。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは、会議次第により進めさせていただきます。

過日、11月5日、6町村の臨時議会におきまして、法定の合併協議会の設置に関しご議決をいただきました。

したがって、法定協議会といたしましては、初めての会議になりますが、ただいまから石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会を開催いたします。

協議会規約につきまして、事務局からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○事務局次長

事務局から説明させていただきます。

協議会の規約につきましては、6町の首長さんの協議により確定しております。

それから、説明が会場の都合で、恐れ入りますが事務局の席からさせていただきますけど、ご承願したいと思います。

それでは、1ページをお開きください。

規約でございます。

第1条が協議会の設置

第2条、協議会の名称につきましては、協議会は、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会と称する。

第3条の協議会の担任する事務であります、(1)の6町村の合併に関する協議、(2)の市町村建設計画の作成等でございます。

第4条 協議会の事務所でございますが、石和町市部448番地、これは旧石和保健所でございます。その2階に私どもの事務局がございます。

第5条の組織ですが、(1)の町村長から始まりまして(5)の学識経験者まででございます。

委員の定数は、関係町村の町村長が協議して定める。

これにつきましては、各町村10名ということで意見集約がなされまして、6町村ですから、都合60名の委員さんということでございます。

第6条の役員でございます。

会長1名、副会長5名、監事2名。

第2項に、会長は、関係町村の長の中から、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

協議によりまして、石原石和町長さんに会長さんをお願いしております。

第3項の、副会長は、会長以外の町村長をもって充てる。

監事につきましては、委員の互選により選出した者をもって充てる。

第7条は、役員の職務です。

会長が協議会を代表し、会務を総理する。

第2項、第3項は、そのとおりでございます。

第8条の顧問ですが、協議会に顧問を置くことができる。

これにつきましては、峡東地域振興局長さんに顧問をお願いしてございます。

第9条の会議でございます。

協議会の会議は、会長が招集する。

第10条の会議の運営ですが、会長が会議の議長となる。

会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

会議は、原則公開といたします。

第4項はそのとおり。

第5項、議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

第6項、第7項と、会議録の調製。または、その傍聴に関し必要な事項は、別に会長が定める。

第11条に、関係職員等の出席ということで、必要に応じて、関係町村の職員等を会議に出席させ、説明または助言を求めることができる。

第12条、小委員会でございます。

会長は、担当事務の一部について調査及び審議させるために、協議会に小委員会を置くことができる。

第2項、小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

第13条が幹事会でございます。

会議に提案する事項について必要な協議または調整をするため、協議会に幹事会を置く。

幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第14条、専門部会でございます。

合併に関する事項について専門的な協議または調整をするため、専門部会を置く。

専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第15条が事務局でございます。

第2項、事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。ということございまして、各町村から1名ずつ事務局が来て、われわれの事務局ということになっているわけでございます。

それから、第16条の経費、17条、費用弁償、18条、協議会解散の場合の措置、19条、その他の必要事項ということで、この規約については、平成14年11月8日、本日より施行する。ということでございます。

4ページ、5ページに60名の委員さんの名簿を付けてございます。

それから、6ページをお開き願いたいと思いますが、今、足早に規約を説明しましたが、今後、合併協議を進めていく上での体制を、ここに図として表しておきました。

一番頭に合併協議会、60名からなる一番大きい協議会があります。

その下に、市町村が行っている事務、さまざまな多岐の分野にわたりますので、4つに分けました小委員会でございますが、総務・企画の小委員会、産業・経済・建設の小委員会、住民関係、福祉なども入りますが小委員会、それから教育小委員会。皆様方委員さんにおかれましては、この4つの小委員会に分散していただきまして、今から度重なる協議をしていただくということになるかと思っております。

小委員会の下に専門部会、分科会等がありまして、まず分科会でございますが、これは6町村の

係長さんクラス、実際の実務をしているクラスでもって、さまざまな事項についてすり合わせをする。それをその上の専門部会、これは関係町村の課長さんがメンバーですが、そこへ上げて意見をもらいながら、ある程度道筋ができたものについては、その上の小委員会へ上げていって、いろいろ決めていただく。小委員会で決まったことにつきましては、合併協議会、この60人全体の協議会へ報告してもらい、そういう体制を考えております。

右のほうに幹事会とありますが、それにつきましては、専門部会で解決できなかつたり、そういうものについては幹事会のほうでも参考意見を出したり、6町村が新しい市になっていくわけですが、その将来構想、どんな市を目指していくのかという将来構想なんかは、幹事会で作っていきたいと考えております。

以上、規約の説明と、今後進んでいく進み方、つまり体制について説明をさせていただきました。

○司会

ただいま、規約の説明がございましたとおり、正副会長さんが決定いたしております。

ここで、正副会長さん方をご紹介させていただきます。

会長さんにつきましては石和町長の石原昭夫様、続きまして、副会長さんでいらっしゃいます御坂町長の小澤栄眞様、同じく、一宮町長の小宮山文明様、八代町長の古屋貞次様、境川村長の角田義一様、春日居町長の金井豊明様。

以上の皆様方が、正・副会長さんでいらっしゃいます。

次に、委員の皆様方に対しまして、委嘱状の交付と、委員の皆様方のご紹介を併せてさせていただきますと思います。

町村ごとに、お手元の資料4ページ、5ページにございます委員名簿を朗読させていただきますが、2号委員さんからお名前をお読み上げさせていただきます。

恐れ入りますが、ご起立いただきたいと思っております。

また、時間等の関係上、大変申し訳ございませんが、それぞれの町村の2号議員でいらっしゃいます議長様に、会長から委嘱状の交付をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、まず、石和町からお願いいたします。

志村勢喜様、上野稔様、島田修様、古屋隆雄様、荻野勇夫様、本日欠席でございますが、土屋康海様、山下浩樹様、風間雅子様、嶋田正雄様。

代表して、志村勢喜殿、お願いいたします。

○会長

志村勢喜殿

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会委員に委嘱する。

平成14年11月8日

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

会長 石原昭夫

○司会

ありがとうございました。

ご着席ください。

続きまして、御坂町の皆様方でいらっしゃいます。

矢野一則様、永野一彦様、原田徹様、落合輝政様、岡美枝子様、渡邊昂様、河野東洋男様、長尾壮様、小河内英紀様。

代表して、矢野一則殿、お願いいたします。

○会長

矢野一則殿、以下同文でございます。

○司会

ありがとうございました。

ご着席ください。

次に、一宮町の皆様方でいらっしゃいます。

雨宮良孝様、小林嶺生様、竹下光広様、飯島忠資様、岡保和様、石川英雄様、樋口龍八様、古屋伸吾様、水野孝子様。

代表して、雨宮良孝殿、お願いいたします。

○会長

雨宮良孝殿、以下同文でございます。

○司会

ありがとうございました。

ご着席ください。

続きまして、八代町の委員の皆様方です。

祖父江正様、梶原正季様、中村春樹様、欠席でいらっしゃいます。風間幸様、前島弘子様、欠席でございます。相澤正子様、小越寿々務様、風間好美様、矢田豊夫様、欠席でございます。

代表して、祖父江正様、お願いいたします。

○会長

祖父江正殿、以下同文でございます。

○司会

ありがとうございました。

ご着席ください。

続きまして、境川村の委員の皆様方でいらっしゃいます。

小澤恒夫様、龍澤敦様、中村長年様、桑原強様、宇佐美常春様、大久保一吉様、岡梅子様、高野正貴様、新田治江様。

代表して、小澤恒夫様、お願いいたします。

○会長

小澤恒夫殿、以下同文でございます。

○司会

ありがとうございました。

ご着席ください。

続きまして、春日居町の委員の皆様方でいらっしゃいます。

小川一美様、金子満郎様、生原英喜様、佐藤泰雄様、飯田章雄様、今澤龍男様、中村喜光様、茂手木貴子様、奥原孝季様。

代表して、小川一美様、お願いいたします。

○会長

小川一美殿、以下同文でございます。

○司会

ありがとうございました。

ご着席ください。

ただいま、委嘱状、それから各委員の皆様方のご紹介をさせていただきましたが、一部不手際がございました。お詫びさせていただきます。

続きまして、会長からごあいさつをいただきます。

石原昭夫会長、よろしくお願いいたします。

○会長

おはようございます。

寒さのめぐりがちょっと早いようであります。

本日は、お忙しい中を定刻にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、県を代表いたしまして、峡東地域振興局の小俣部長さんほかのご出席もいただいております。ありがとうございます。

ご案内のとおり、地方分権の推進という大きな流れの中で、今、日本全国各地で市町村合併に向けた取り組みが行われております。

当地域6町村におきましても、本日、法定の合併協議会が設置されるということになったわけでございます。

ここまでの間に、各町村で、住民の皆様方に合併説明会などを精力的に行われてまいりました各町村長さんや、役場の職員の皆さん、また、議会でのいろいろな論議を経て、去る11月5日に法定の合併協議会設置について、可決をいただきました議長さんをはじめ議員の皆様方、さらには、任意協議会のときからご協力をいただいた委員の皆様方など、多くの方々の真剣な努力の賜と、感謝申し上げます。

本日からは、新しい委員さんをお迎えし、より大きな協議会として生まれ変わり、皆様方と共に当地域の将来を考えていくことになったわけであり、大きな期待を持つところであります。

今日は、8日という、いわゆる末広がりという良い諺もあるわけでありまして。特に期待を大きくしているところでもございます。

本日、お集まりの60名の委員さんは、各町村から選出されたわけでありまして、もちろん各地域という町村の代表であります。それ以上に、当地域全体の7万人を超える住民の代表として、大きな責務があるというふうにも考えております。同時に、高い視点、あるいは広い立場、将来に焦点を合わせていただきながら、ご活躍願うことになるわけでありまして。

今後、協議が進んでいくに従いまして、各町村間における事情の違いや考え方の違いなど、越えていかなければならない山や谷も多いものと思います。

そのようなときこそ、地域の住民の声をしっかり吸収していただき、豊かな経験と、お持ちの識見を十分に活かしていただき、対応されますようご期待申し上げます。

今、申し上げたような立場から、全体を見ていただくような立場に切り替えていただきながら、問題を見直していただきたい。そして、最終的には、新しく生まれる市を総合的に、どうすべきかという視点から全体を見、それから足元も見っていくという発想が大切ではないかと、日頃から感じているところであります。

ご案内のように、当地域は全国的にも有名な果物の産地であります。また、地味も肥えておりますし、多くの観光客が訪れる観光地でもあります。そのような地域が一つになり、より広いエリアを対象に、新しい市をつくっていくことになるわけでありまして、私は、必ずや明るい未来像が描けるものと確信いたしております。

結果は、いずれにいたしましても合併してよかったなと、そして、この地域は良い地域だという

ふうに、住民の方々お一人お一人が、思っただけのようなまちづくりが大切ではないかと思っております。

最後になりましたけれども、市町村合併という事業はそう度々あることではありませんし、その当事者となれるということは、めったにないことでもあります。

今から度重なる会議へのご出席など、大変ご苦労いただくことになるわけですが、また、一方、時代の変革期に主役として参加していただけるという幸せもあるわけがあります。

どうか、皆さんおそろいで、よい市をつくっていただけますよう皆様方にエールを送り、最後になりましたけれども、私事で恐縮でございますが、私の任期はこの17日というふうに迫っているわけでもあります。お世話になりましたことを心から感謝を申し上げ、ここまでくることができましたこと、感慨深いわけでもありますけれども、6町村のご発展、そして皆様方のご健勝でのご活躍を心から祈念させていただきまして、始めのごあいさつにさせていただきます。

ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

それでは、本日、ご臨席いただいております、お二人の来賓の方をご紹介させていただきまして、ごあいさつをちょうだいいたしたいと思います。

始めに、峡東地域振興局企画振興部の小俣一彦部長様でいらっしゃいます。

次に、山梨県総務部の輿石和正主幹様でいらっしゃいます。

それでは、代表していただきまして、峡東地域振興局の小俣企画振興部長様から、ごあいさつをいただきたいと思います。

○峡東地域振興局企画振興部長

高いところから失礼させていただきます。

周囲の山々も色づきまして、秋本番を迎えようとしております。

ただいま、ご紹介いただきました峡東地域振興局の小俣でございます。

本来ですと、天野知事がまいりましてごあいさつを申し上げるべきところでございますが、公務が重なりまして失礼させていただいております。

代わりまして、一言お祝いを述べさせていただきたいと思います。

本日、歴史的な第1回の合併協議会が開催されますことを、まずもってお祝い申し上げたいと思います。

おめでとうございます。

協議会の石原会長さんをはじめ関係者の皆様のご尽力に対しまして、心より敬意を表したいと存じます。

今日ここに、ご出席の皆様方、日頃より地域住民の福祉向上や、豊かな地域の社会づくりのために、先頭に立っていただいている方々でありまして、まずもって心より感謝申し上げる次第であります。

さて、当地域における町村合併についての検討は、昨年7月、東八代5町3村の町村長さん方、議長さん方による、東八代合併研究会が設置されたことにはじまります。

この研究会は、その後、6回開催され、合併について議論が積極的に行われてきたところがございます。そして、本年7月には任意協議会に移行し、同時に事務局も設置されたところがございます。

その際には、中道町、芦川村、豊富村が、惜しまれながら別の道を探ることとなり、一方では、

春日居町という新たな仲間を得られたところでもございます。

また、分科会や専門部会における具体的な協議や将来構想策定作業も、並行して進められておりまして、本日、法定協議会への移行を機に、一層協議の進捗がされるものと、大きな期待をいたしているところでもございます。

最初の研究会より1年3カ月という短期間のうちに、本日の法定協議会の設置にこぎつけられたことであり、関係者の皆様方のご苦勞に感謝申し上げますとともに、関係町村間の信頼関係がいかにかに強固であるか、思いを馳せるものでもございます。

ところで、この協議会は平成17年3月31日の合併特例法期限までの、合併の実現を目指しておりますが、国でも苦しい財政状況の中で、期限までの合併にはさまざまな特例を定めております。

この特例と合併という大きなきっかけを最大限に活かし、これまで困難と思っていた基盤整備や、一層の行政改革の推進、確固とした財政基盤を確保する大きなチャンスととらえるべきだと思っております。

また、合併は目的ではありません。合併後の新市をいかに効率的で住民の住みよい、理想の地域につくり上げていくべきか、そのための手段と位置付けるべきでありましょう。

このような視点も入れて、今後、協議が進められますが、より良い新市と地域がつくられますことを強く願いたすところでもございます。

最後に、本日お集まりの方々には、今後、法定協議会の委員として、この地域の将来像を描いていく重要な責務を負うことになりました。

どうか、皆様方の日頃の経験と広い視野をもって協議を進められ、相互互助の精神に基づいて、この協議会の目的が一日も早く達成されますことを心から願いたしまして、あいさつとさせていただきます。

本日は、誠におめでとうでございます。

○司会

大変ありがとうございました。

続きまして、当協議会の幹事及び事務局職員の紹介をさせていただきますが、幹事・事務局職員につきましては、自己紹介をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いたします。

以下 幹事及び事務局職員の自己紹介 略

○司会

以上で、幹事及び事務局職員の紹介をさせていただきましたが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

次第の7番目に移らせていただきますが、本日の法定協議会設置に至るまでの経過につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○ 事務局次長

事務局から報告いたします。

お手元の資料7ページ、8ページをお開き願いたいと思います。

合併の協議を始めたのは、先ほど振興部長さんから話がありましたように、だいぶ古い話ですが、経緯等につきましては、7月1日から話をさせていただきます。

まず、7月1日に石和町の市部、旧石和保健所に合併の事務局が看板を掲げました。

7月1日から私どもがそこへ張り付いて、実際、具体的な合併に向けた取り組みがそこから始ま

りました。

それから、7月9日には、第1回の任意の合併協議会が開催されました。

それから、7月17日ですが、第1回将来構想策定調査研究会の開催。

これは合併協議会の中で、新しい市がどういう方向性をもっていくのかという、新市の将来構想を今から作っていかねばなりません。そのための基礎調査として、県の市町村課へお願いしまして、山梨総合研究所に委託をしまして、われわれとすればこの幹事のメンバーと一緒に、現在基礎調査を行っております。そういうものでございます。

それから、8月5日、6日、7日、8日と、先ほど小委員会、専門部会、分科会の話はしましたが、第1回目ですが総務・企画の専門部会、また、6日には産業・経済・建設の専門部会、7日には住民関係の専門部会、8日は教育の専門部会と、それぞれ専門部会を立ち上げまして、その中で実際に分科会でさまざまな事業を25の分科会に分けまして、今、すり合わせ作業が始まっております。

それから、8月10日には、第1回目の合併協議会だよりを発行しまして、関係6町村の全戸に配布したところでございます。

22日には、第2回目の将来構想調査研究会。29日もしかりでございます。

9月11日に、第2回の任意の合併協議会が開かれまして、ちょっと26ページをお開き願いたいと思いますが、さまざまな事務事業のすり合わせを行っている、そのすり合わせを行うについて基本的な考えとして、そこにありますように、1番から6番まで基本的な考えを協議会で確認されたところでございます。

私どもは、この考えにのっとり、各分科会でさまざまな事業のすり合わせをしているということでございます。

それから、同じ日に、合併の基本4項目というのがございます。

1番目に合併の方式をどうするか、2番目に合併の期日はいつにするか、3つ目として新しい市の名称はどうするか、さらには、新しい市役所をどこに置くかと、その4つを基本項目と言いますが、その任意の協議会の中で、基本項目のうち合併の方式については新設合併、対等合併と言いますか、それにしましょうと、そこが確認されたところでございます。

それから、8ページへいきまして、10月1日には、合併協議会のホームページが開設されました。

各町村のホームページを開いていただきますと、そこにつながっておりますので、このホームページにより、さまざまな意見を聴取できるという仕組みになっております。

それから、10月3日、4日には、専門部会を開催したり、第4回目の将来構想調査研究会を行った。

それから、10月11日、第3回目の任意の合併協議会を開催しまして、法定協議会への移行を協議いたしました。その席上、規程、規約、委員構成が確認されまして、11月5日には各町村で臨時議会を開催し議決をしていただき、11月8日には法定協議会の開催を決定したところでございます。

そして、11月5日に、臨時議会により、法定協議会設置に関する件について、審議・可決されまして、本日に至っておるということでございます。

以上、7月1日からではありますが、今日までの経過を報告させていただきました。

○司会

ご苦労さまでございました。

続きまして、議事に移らせていただきます。

議長につきましては、協議会規約第10条に基づきまして、会長に議長をお願いすることになっております。

石原会長さんをお願いいたします。

なお、委員の方々のご発言をされる皆様方に、前もってお願い申し上げますが、会議録の作成上、マイクを通してお願いをさせていただきますので、マイクをお運びの間お待ちいただきたいと思っております。また、町村名それからお名前につきましても、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、議長さん、お願いいたします。

○議長

協議会規約によりまして、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

よろしくようお願いいたします。

まず、協議事項であります。

協議第1号の監事の選任について、事務局に説明を求めます。

○事務局員

お手元の資料の10ページをご覧くださいと思います。

監事の選任についてということで、協議会規約の抜粋を載せてありますが、この第6条の第4項のところ、委員の中から互選により選出するとうたってございますので、この協議会の場でご選任いただければと思います。

よろしくようお願いいたします。

○議長

事務局から提案理由の説明がございました。

何かご意見ございますか。

どうぞ。

○委員

八代町の風間と申します。

監事につきましては、第1回の任意協議会の折に、建制順ということになっておりますので、引き続きまして御坂町と一宮町をお願いしたいと思っておりますので、よろしくようお願いしたいと思います。

○議長

今、ご提案をいただきましたが、任意協議会の当時から引き続きまして、御坂町と一宮町の収入役さんをお願いしたらというご意見でございました。

御坂町と一宮町の収入役さん、お受けいただけるでしょうか。

皆様、よろしゅうございますか。

(拍手)

お受けいただけるということで、改めて監事さんをお受けいただきたいと思っておりますが、よろしくようお願いいたします。

次に進めさせていただきます。

協議第2号 任意協議会歳入歳出決算の承認についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局員

11ページでございます。

平成14年度、これは任意協議会に関わる決算につきましてでございますが、ご説明申し上げます。

す。

まず、歳入でございます。

第1款負担金、第1項負担金で予算額1,200万円、収入済額1,200万円、これは6町村それぞれ200万円ずつをご負担いただきまして、収入済でございます。収入未済額はございません。

続きまして、第2款県支出金、第1項県補助金で予算額300万円、収入済額は210万円、この210万円は概算払いとして収入しております。残額の90万円が収入未済額と、ここでは取り扱っておりますが、年度末の精算となるため、現実的には法定協議会での扱いとさせていただきます。

第3款諸収入でございます。第1項預金利子でございますが、予算額1千円に対しまして、収入済額は5円となりまして、収入未済額は995円でございます。

そうしますと、歳入合計は、予算額1,500万1千円に対しまして、収入済額1,410万5円、収入未済額90万995円となります。

歳出につきまして、年度途中ということもございまして、大幅な不用額が出ております。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費については、予算現額697万8千円に対しまして、支出済額239万9,056円で、不用額は457万8,944円でございます。

第2款事業費、第1項事業費については、予算額783万3千円に対しまして、支出済額186万3,608円でございます。不用額として596万9,392円でございます。

第3款予備費、第1項予備費につきましては、予算額19万円に対しまして、支出済額はございません。したがって、不用額は19万円となります。

歳出合計につきましては、予算額1,500万1千円に対しまして、支出済額426万2,664円、不用額1,073万8,336円となります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳入金1,410万5円から歳出金426万2,664円を差し引きまして、歳入歳出差引残額は983万7,341円となります。

これを法定協議会に引き継ぎまして、任意協議会決算剰余金という取り扱いをさせていただきたいと思っております。

13ページにつきましては、歳入歳出の款の説明でございます。内容は先ほど申し上げたとおりでございます。

14ページは、歳入につきまして中身を具体的に記述しております。

15ページでございます。

歳出の各節ごとの予算額、支出状況、残額の説明となっております。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目事務局費につきましては、第3節の職員手当、第4節共済費、第7節賃金、第9節旅費、第11節需用費、第12節役務費、第14節使用料及び賃借料、第18節備品購入費の構成となっております。

第2款事業費、第1項事業費、第1目事業推進費につきましては、第8節の報償費、第9節旅費、第11節需用費、第13節委託料、第14節使用料及び賃借料の構成となっております。

16ページにつきましては、予備費の記載でございます。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、監事さんのほうから何かご報告がございますか。

○監事

ご報告させていただきます。

一昨日でございますが、もうお一人の監事でございます一宮町の竹下収入役さんと2人で、諸帳簿等を確認させていただいたところではありますが、ただいまご報告がございましたとおり、極めて正確に処理されておりましたので、そのことにつきましてご報告させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長

ご苦労さまでございました。

監事さんから報告がございました。

何かこの件につきまして、質問・ご意見等がございますでしょうか。

(な し)

ないようでございますので、決算につきましては承認されたものと決定させていただきます。

ありがとうございました。

次に進めさせていただきますが、協議第3号と協議第4号について、一括して議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局員

18ページをお願いいたします。

事業計画につきましては、朗読をもって代えさせていただきます。

平成14年度事業計画(案)

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の6町村は、本年7月、任意合併協議会を設置し、合併特例法による期限内の合併を目標に、新市将来構想策定のための基礎調査及び新市における事務事業の一元化に向けた協議を行ってきました。

21世紀の地方分権時代を迎え、町村を取り巻く厳しい環境変化や少子高齢化、環境対策など新たな行政課題に対応する行政づくりと、新たなまちづくりを目指し、今後も住民と議会、行政が一体となって合併に向けた協議を行っていくことが重要です。

こうしたことから、6町村では法律に基づく合併協議会の設置について、11月5日に開催された各町村の臨時議会の議決を経て、本日、法定の「合併協議会」を設置することになりました。

本年度は、任意協議会で行ってきた協議を継承しながら、次の事業を実施し、新市将来構想の策定や合併に関するより詳細な調査研究を行うとともに、住民への啓発、情報提供に努めます。

1. 会議の開催
2. 新市将来構想策定調査の実施
3. 先進地視察研修等の実施

この研修につきましては、事務局といたしまして2種類の研修方式を考えております。

1つは、講師を招いての研修、1つは、委員さん方に先進地等にお出かけいただくような形の研修ということでございます。

4. 合併協議会だよりの発行
5. ホームページの運用
6. その他必要な事項

以上でございます。

続きまして、協議第4号を説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

平成14年度法定合併協議会の歳入歳出予算についてでございます。

平成14年度の法定合併協議会の歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,073万8千円としようとするものでございます。

まず、歳入でございますが、第1款負担金、第1項負担金につきましては、6町村からの負担金は任意協議会で収入済となっておりますため、今回の予算には入っておりません、ゼロでございます。

第2款の県支出金、第1項県補助金につきましては、任意協議会で収入とした概算払い分を差し引いた額として90万円を計上してございます。

第3款繰越金、第1項繰越金につきましては、設定はいたしましたけれども、前年度が存在しませんので、予算額はゼロとなります。

第4款は諸収入、第1項諸収入といたしまして983万8千円を計上しました。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費については、357万円といたします。

第2款事業費、第1項事業費につきましては、704万3千円といたします。

第3款予備費、第1項予備費は12万5千円といたします。

20ページをお願いいたします。

1の総括につきましては、ただいまの説明のとおりということでございますので、続きまして、2の歳入につきましてご説明申し上げます。

第2款と第4款のみ、0以外の数字が入ってございますので、第2款につきましては、先ほど申しましたとおり県の支出金でございます。

第4款につきましては、2つの目がございます、このうち第1目は任意合併協議会決算剰余金でございます。決算の際にも申しましたけれども、任意協議会の歳入歳出残額の983万7千円を計上させていただきました。また、第2目の合併協議会預金利子は、1千円を見込んだものでございます。

続きまして、21ページをお願い申し上げます。

これにつきましては、歳出の詳細が掲載されております。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目事務局費でございます。総予算額は357万円でございます。

内訳といたしまして、第3節職員手当、第4節共済費、第7節賃金、第9節旅費、第11節需用費、第12節役務費、第14節使用料及び賃借料、第18節備品購入費、この編成でございます。

説明につきましては、右の説明欄に記載されてございます。

続きまして、第2款事業費でございます。第1項事業費、第1目事業推進費、これにつきまして予算総額704万3千円となっております。

構成といたしましては、第8節報償費、第9節旅費、第11節需用費でございます。第13節委託料、第14節の使用料及び賃借料となっております。

詳細につきましては、右の説明欄にございます。

続きまして、第3款予備費でございます。第1項予備費、第1目予備費、これにつきましては12万5千円という予算計上をさせていただきました。

どうぞよろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますか。

(「なし」の声あり)

なしというお声がございました。

それでは、ないようですので、協議第3号、4号につきましては、承認をいただくこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。

承認されたことと決定いたします。

次に進めさせていただきます。

協議第5号 協議会小委員会規程(案)につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局員

それでは、協議第5号について説明させていただきます。

22ページ、23ページをお開きください。

合併協議会小委員会規程(案)でございます。

第1条は趣旨でございます。

協議会規約の第12条2項の規定に基づきまして、小委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものといたします。

第2条については、協議会に次の小委員会を置くということで

- (1) 総務・企画小委員会
- (2) 産業・経済・建設小委員会
- (3) 住民小委員会
- (4) 教育小委員会

でございます。

それから、2項で、会長は必要に応じて別に小委員会を置くことができるとされています。

これは、先進地の例なんかを見ますと、将来構想の策定小委員会ですとか、新市建設計画策定小委員会、あるいは、新市名称の検討小委員会等が考えられるところでございます。

第3条は所掌事項でございます。

小委員会は、協議会から付託された事務について調査・審議するものといたします。

第4条は組織、第5条は役員、第6条は役員の職務について述べております。

第7条、会議でございますが、小委員会は原則公開といたします。ただし、必要がある場合には非公開とすることができる。

それから、第5項で、会議公開の際の傍聴に関し必要な事項は、別に会長が定めるということで、これはあとで出てきます傍聴規程の中で定めております。

第8条、報告でございますが、委員長は協議会から付託された事項の調査結果について、協議会に報告するものといたします。

第9条は庶務でございます。

第10条で、この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることといたします。

附則といたしまして、この規程は平成14年11月8日、本日から施行いたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○委員

一宮町の竹下です。

今の規程の中で、2点ほど質問させていただきたいと思います。

協議会に小委員会を置くわけではありますが、本日、出席している人たちは60名であります。その中で1番から4番まで15人ずつ置くのか、そのへん的人数的なものをこれから小委員会をしていく上において、事務局としてどのような考え方を持っているのか。

そういう中で、各町村10名来ています。要するに2.5人ですね。そういう割当てになりますと、4つに2人ずつ入って、1つの町村で総務と産業はどこへ行ってほしいとか、そういう方法にするのかということが、前もって分かりましたら、そのへんお願いしたいと思います。

○議長

事務局説明をお願いします。

○事務局次長

ご質問のございました、小委員会の構成ということであろうと思います。

こう考えております。

各町村10名でございますが、首長さんと議長さんは別にありますので、小委員会には入っていない、したがって、残りの8名で4つの小委員会を2つずつ埋めていきたい。

したがって、各小委員会は、各町村から2人ずつですから12名ということでございます。

○議長

説明がございました。

よろしゅうございますか。

そのほかにご意見・ご質問等ございますか。

(なし)

ご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、協議第5号につきましては、承認されたものと決定させていただきます。

次に、協議第6号 合併に関する協定項目(案)について、事務局に説明を求めます。

○事務局員

それでは、協議第6号 合併に関する協定項目(案)につきましてご説明いたします。

お手元の資料では24ページからになります。

まず、はじめに、協定項目とはということにつきまして、若干ご説明申し上げたいと思います。

現在、6町村の事務事業また各種制度等の比較検討を行っておりまして、新しい市といたしまして一体化していくためのすり合わせ、あるいは実務レベルでの調整検討を行っておるわけですが、6町村が合併をする場合に必要あらゆる事項につきまして、これから協議を行っていただきまして、そういったことを合併協定書というものに取りまとめていかなければならないわけです。

合併の是非の決定ということになりますと、これからまだ先のことでありますが、合併が決まりますと、この合併協定書によりまして、合併の調印が行われるということでもあります。この合併協定書に盛り込んでいく事項、これを協定項目ということでご理解いただきたいと思っております。

法定協議会に移行いたしますと、これまで以上に合併に関します詳細な協議を行っていくわけですが、そのためには、あらかじめ協定項目を定めていく必要があるというようなことでもあります。

それでは、お手元の資料の27ページ以降をご覧くださいと思いますが、こちらには合併先進地の協定項目の一覧を、27ページから29ページにわたりまして、参考資料としてお付けしてあります。

来年4月に合併予定の南アルプス市、それから東京都のあきる野市、また、来年9月に合併を予定しております長野県更埴市外2町などの協定項目の例であります。

この参考例につきましては、後ほどご覧くださいと思いますが、こういった先進地の例を参考にしながら、資料の24ページ、25ページをご覧くださいわけですが、1番から66番まで、合計66の項目の案をお示しいたしました。

1番目の合併の方式、それから2番目の合併の期日、3番新市の名称、4番の新市の事務所の位置、いわゆる市役所の場所ということですが、この4つが、先ほどもご説明いたしました、基本4項目と言われるものでありまして、1番の合併の方式につきましては、新設合併、いわゆる対等合併ということで、既に確認がされているところであります。

このほか、5番から66番まであるわけですが、合併までに決めておかなければならない項目、66項目ということでもあります。

66番目のその他事務事業の取り扱いというのがございますが、この中にはさらに数百というような協議項目があるということでもあります。

これら66の協定項目の案でございますが、現在のところ考えられる項目でありまして、今後協議を進めていただく中で、項目が追加されるということもあろうかと思っておりますので、そのへんもあらかじめご承知おきいただきたいと思っております。

今後は、各小委員会におきまして、これらの協定項目の中身ですとか、また、さまざまな課題につきまして協議・検討を行っていただきまして、最終的には、この協議会におきまして決定していただくということになります。

また、これら事務事業、各種制度の調整をしていく上では、先ほど次長のほうからも説明がありましたけれども、まくっていただいて26ページの事務事業の調整方針、これに基づきまして今後ご協議を行っていただきたいと考えております。

以上、合併に関します協定項目（案）につきましてご説明いたしました。

○議長

ありがとうございました。

今、先進地の項目の例でございますとか、当面考えられるもの等について説明があったわけですが、これに関しましては、説明のとおり4つの小委員会で、それぞれの協議がなされまして、この全体の協議会へ上がってくるという手順を踏むわけでもあります。

また、本日示されました項目につきましては、とりあえず出発時点で考えられる項目というふうにご理解をいただければと思います。今後、協議が進んでいく中でさらに細分化されたり、また、新たに追加の必要な項目も出てくると予想されるわけでもあります。

これら踏まえまして、今後、小委員会が頻繁に開催されると思いますが、その中で必要なものは加えるなど、柔軟な発想も大切であると思いますが、当面、これらの項目を目標に協議していくということで、ご了承いただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思えます。事務局よろしくお願ひいたします。

次に、協議第7号 その他であります、何かご意見ございますか。

どうぞ、八代町の町長さん、お願ひいたします。

○副会長

社会福祉協議会の合併について、ちょっとお願ひをしたいと存じます。

現在、事務レベルでの事務事業のすり合わせ作業が進められております。たまたま住民部会の部会長を私どもの職員が仰せつかっておりますが、社会福祉の面で、町村社会福祉協議会の問題がございます。

ご承知のとおり、町村の社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とした法人であります、1市町村に1社協とされています。したがって、6町村の合併に伴い、6町村の社会福祉協議会も合併することとなります。

今後、社会福祉協議会の合併の準備が、この6町村の合併協議に遅れることなくスムーズに行われますよう、ご理解とご協力をお願いする次第でございます。

以上。

○議長

ただいま、八代町の古屋町長さんから、社会福祉協議会の統合問題につきましてご提案がございました。

この問題につきましては、6町村が1つの市になった場合、町村社協も1つになることが義務付けられているわけであり、今、ご説明いただいたとおりでございます。また、法人の組織として理事会や評議員会などもございまして、会長さんが民間の方などもあるわけであり、

したがって、古屋町長さんのご発言の趣旨をご理解いただく中で、町村に持ち帰っていただきまして、会長さんによく連絡をしていただき、理事会、評議員会などで、一本化への理解を得る中で、体制づくりを行っていくことが必要ではないかと思えます。

このことを確認させていただいてよろしいでしょうか。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように取り進めさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議事の2番目、報告事項に入らせていただきます。

規程類の報告ということでございますが、1号から8号まで一括して、事務局の報告を受けることにしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○事務局員

それでは、報告事項につきましては、ただいま議長さんのほうから言われましたように、第1号から8号まで一括して、その内容につきまして報告させていただきます。

当合併協議会関係の規程となりますので、名称は協議会という形で読み上げさせていただきます。また、施行日につきましては、本日11月8日からとなりますので、よろしくお願いたします。

まず、30ページの報告第1号 協議会運営調整会議設置規程でございます。

この会議の設置目的といたしましては、協議会の円滑な運営に資するため、運営調整会議を設置いたします。

構成につきましては第2条になりますが、6町村の町村長をもって構成する。また、この会議の庶務につきましては、協議会事務局において行う、そのような規程になっております。

次に、31ページでございます。

報告第2号 協議会幹事会規程となります。

協議会規約第13条第2項の規定に基づきまして、幹事会について必要な事項を定めております。

第2条では、幹事会は、協議会に提案する事項及び規約第3条各号に定める事項について、協議または調整を行うということになっております。

第3条の組織につきましては、先ほど紹介がありまして、次のページにあります。各町村の総務課長と企画担当課長で組織いたします。

また、役員としまして、幹事長、副幹事長、各1名を委員の互選により定めます。

この幹事会につきましても、庶務は協議会の事務局が行います。そのような規程となっております。

次に、33ページになります。

報告第3号 協議会専門部会規程となります。

協議会規約第14条第2項の規定に基づき、専門部会につきましても必要な事項を定めております。

専門部会につきましては、協議会の担当事務のうち専門事項について協議または調整を行います。

第3条の組織といたしまして、次ページにありますとおり、小委員会の構成と同じ総務・企画、産業・経済・建設、住民、教育の4つの部会を設けておりまして、6町村の関係課長での構成となります。また、役員を専門部会に、部会長、副部会長、各1名を委員の互選により定めます。

なお、第7条になりますが、専門部会に提案する事項について、必要な協議または調整をするため、専門部会に分科会を置くということで、分科会の設置についてここで定めております。

また、庶務につきましては、専門部会につきましても協議会事務局が行います。そのような規程になっています。

次に、35ページになります。

報告第4号 協議会分科会規程でございます。

専門部会規程第7条第2項の規定に基づきまして、分科会について必要な事項を定めております。

分科会の所掌事項につきましては、専門部会の部会長の依頼を受け、協議会に提案する事項及び協議会規約第3条各号に定める事項について、協議または調整を行います。

第3条の組織でございますが、分科会は、協議会を構成する町村の職員をもって組織する。内容的には、係長クラスが主体となっております。

第4条の役員で、リーダー、サブリーダー、各1名を置くことになっております。

この分科会におきましても、庶務につきましては協議会事務局が行います。そのような規程になっております。

36ページに入ります。

報告第5号 協議会事務局規程でございます。

協議会の事務局に関しまして、必要な事項を定めております。

第2条の協議会の事務局につきましては、協議会の会議に関する事、協議会の協議資料の作成に関する事、協議会の庶務に関する事、その他協議会の運営に関し必要な事項を行うこととしております。

第3条の職員等でございますが、事務局に事務局長、事務局次長、事務局員、その他の職員を置くこととしております。

第4条では、職員等の職務を定めております。

また、第5条で職務権限といたしまして、各職位の職務及び責任権限等に関しましては、事務局の所在する町村の規程を準用するとあります。事務局の所在する石和町の規程を準用いたします。

37ページになりますが、第6条で会長の決裁事項、それから第7条の専決区分、第8条の代決、以上、決裁関係がここで定められております。

第9条の文書の取り扱いというところで、事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存、その他文書に関し必要な事項は、事務局の所在する町村の規程を準用するとあります。石和町の規程を準用いたします。

第10条では公印の取り扱い、第11条で職員の服務、それから第12条で職員の給与等について定めておりますけれども、職員の給与につきましては、それぞれが所属するところで負担し、時間外勤務手当と旅費につきましては、事務局の予算において支給することとなっております。

以上が事務局規程になります。

40ページになります。

報告第6号 協議会財務規程でございます。

ここでは、協議会の財務に関し必要な事項を定めております。

第2条の歳入歳出予算につきましては、6町村の負担金、県等の補助金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出するとしております。

第2条の2項になりますが、ここに協議会の会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を受けなければならないとありますが、今年度は設立年度ということでありますので、41ページの附則2にありますように、14年度につきましては、第1回協議会において承認を受けることといたしますので、先ほど承認されたとおりでございます。

それから、ここで第4条の「歳出予算の区分」ということですが、文字が欠落している部分がございます。歳出の前に「歳入」を入れていただきまして、第4条は「歳入歳出予算の区分」ということをお願いいたします。

この区分につきましては、42ページの別表のとおりといたします。

第6条になりますが、協議会出納員を定めております。

会長は、事務局の所在する町村の収入役に協議会出納員を委任することができるという規程でございます。

第7条では、決算等について、第8条で収入及び支出の手続ということになりますが、これも事務局の所在する町村の例を準用いたします。

第9条で、委任ということで、この規程に定めるもののほか、協議会の財産及び契約その他財務に関し必要な事項は、事務局の所在する町村の例によるということで、財務規程につきましては、このような規程となっております。

43ページになります。

報告第7号 協議会会議傍聴規程でございます。

協議会及び小委員会の会議の傍聴につきまして、必要な事項を定めております。

傍聴人の定員ということで第2条でございますが、会議の傍聴人の定員は20名とする。ただし、会長と協議し許可を得た場合はこの限りではありません。

第3条、傍聴の手続につきましては、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入いたします。

第4条、傍聴席に入ることができない者を定めております。1から9項目までございますが、銃器、棒その他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者等、携帯している物の制限。それから、はち巻等着用している、着用についての制限。あとは酒気を帯びていると認められる者。9で、その他会議を妨害する恐れがあると認められ者等、9項目となっております。

第5条の傍聴人は傍聴席において次の事項を守らなければならないとあります。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為または他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと。

以上、7項目が定められております。

第6条で、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止を定めております。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではないといたします。

第7条で、傍聴人はすべて協議会事務局の職員の指示に従わなければならない。

第8条、傍聴人は会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

第9条、傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

第10条で、この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

以上、傍聴規程となっております。

45ページの報告第8号ですが、協議会の会議録等閲覧規程となります。

協議会及び小委員会の会議録及び会議に提出された文書の閲覧に関しまして、必要な事項を定めております。

第2条で、閲覧は、何人も会議録等の閲覧を請求することができる。

第3条の2になりますが、個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼす恐れがある事項、その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部または一部については、閲覧に供しないことができるものといたします。なお、非公開とされた会議の会議録等は、閲覧に供しないことといたします。

第4条であります。47ページに閲覧申請申出書の様式がございますが、その申出書で申し出をしていただくということになります。

第5条になります。閲覧に供する場所は、協議会事務局の所定場所とし、閲覧時間は事務局の執務時間内とする。

第6条で、閲覧者は会議録等を閲覧し、その内容を筆記により他に写すことができるものとしたします。

第7条、閲覧申出書の内容に疑義がある場合、及び閲覧行為にふさわしくないと認められた場合は、閲覧を禁止または中止させることができることとしたします。

以上、閲覧規程でございます。

最後になります。48ページのところで、閲覧規程との関係もござい。会議録及び会議に提出された文書の合併協議会だより、及び協議会ホームページ等による公開方法と、会議資料の取り扱いを下記のとおり、取り決めさせていただきます。

1. 会議録等の公開

- ① 公開する会議録等とは、協議会会議録等閲覧規程第3条に規定するものとする。
- ② 個人情報については、個人のプライバシーを最大限保護する必要があることから、委員個人及びその他個人が識別される箇所は、特定できないように加工するものとする。
- ③ 次に該当するものは公開しない。
 - ・公開することにより、閲覧者に無用の誤解や混乱を招く恐れのあるもの。
- ④ 公開する会議録の形式について
 - ・議事日程、出席者名を公開する。
 - ・議事説明は全文公開する。
 - ・質疑については、②の方法により表示する。

2. 会議資料の取り扱い

- ① 会議資料は、協議資料と付属資料とに分類する。
- ② 協議資料はすべて閲覧資料とし、傍聴者には会議次第のみを配布する。

報告事項につきましては、以上となっております。

よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

報告の第1号から第8号まで、要約した説明がございました。

何かご質問等がございますでしょうか。

今、説明をしていただいた内容によりまして、実務を進めていただくということになるわけがあります。

(な し)

それでは、ないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で議事を終わらせていただきます。

ごあいさつで申し上げましたように、私にとりましては、法定協議会、最初にして最後の議長を務めさせていただきました。皆様方のご協力に感謝申し上げます。降壇させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○司会

議長さん、ありがとうございました。

それでは、次第の9番目でございます、その他に移らせていただきますが、事務局からその他で何かございますか。

○事務局次長

事務局からお願いいたします。

今回の開催ですが、11月の末から12月の頭を目途に調整しております。

内容ですが、事業計画にもありましたように研修が1点、それから、小委員会の委員さんも調整をした上でお示しし、決めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、机の上にホルダーとバックを用意しましたけど、今後、かなり資料が厚くなると思いますので、ぜひそれを有効的にお使い願いたいと思ひまして、用意させていただきました。

以上です。

○司会

ありがとうございました。

そのほか何かお気づきのことがございますでしょうか。

(な し)

ないようでございます。

閉会をさせていただきたいと思いますが、相互にあいさつを交わし、閉会とさせていただきます。

ご起立ください。

相互に礼。

ご苦勞さまでございました。

閉会 午後12時27分

第1回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会 出席者

平成14年11月8日

【石和町】

石原昭夫
志村勢喜
上野稔
島田修
古屋隆雄
荻野勇夫
山下浩樹
風間雅子
嶋田正雄

【御坂町】

小澤栄真
矢野一則
永野一彦
原田徹
落合輝政
岡美枝子
渡邊昂
河野東洋男
長尾壮
大河内英紀

【一宮町】

小宮山文明
小林嶺生
竹下光広
飯島忠資
岡保和
石川英雄
樋口龍八
古屋伸吾
水野孝子

【八代町】

古屋貞次
祖父江正
梶原正季
風間幸
相澤正子
小越寿々務
風間好美

【境川村】

角田義一
小澤恒夫
龍澤敦
中村長年
桑原強
宇佐美常春
大久保一吉
岡梅子
高野正貴
新田治江

【春日居町】

金井豊明
小川一美
金子満郎
生原英喜
佐藤泰雄
飯田章雄
今澤龍男
中村喜光
茂手木貴子
奥原孝季